

○南相馬市かしま交流センター条例施行規則

平成26年6月30日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市かしま交流センター条例(平成26年南相馬市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第6条第1項の規定により、かしま交流センター(以下「センター」という。)の利用許可を受けようとする者は、事前にかしま交流センター利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免)申請書(様式第1号。以下「利用許可等申請書」という。)を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の利用許可等申請書は、利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、センターの管理運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。

(1) 市が、主催又は共催する事業で利用するとき。

(2) 指定管理者が、主催又は共催する事業で利用するとき。

(3) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、前条の規定による利用許可等申請書の提出があった場合において、その利用を許可するときは、かしま交流センター利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免決定)書(様式第2号)を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(物品販売等の許可の申請)

第4条 条例第8条の規定により、同条各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、かしま交流センター物品販売等許可申請書(様式第3号。以下「物品販売等許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の物品販売等許可申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、かしま交流センター物品販売等許可書(様式第4号)を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、かしま交流センター利用(取消・制限・停止)決定書(様式第5号)により通知するものとする。

(利用料金の納入)

第6条 条例第23条に規定する利用料金は、利用許可を受けると同時に納入しなければならない。利用許可を受けた後に利用の内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様

とする。

（利用料金の減免及びその手続）

第7条 条例第25条の規定による利用料金の減額又は免除は、次に掲げるところによる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が主催し、又は共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に利用するとき 全額
- (2) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の長が、園児、児童又は生徒等を対象に利用するとき 全額
- (3) 市が後援する事業に利用するとき 5割
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用許可等申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の返還）

第8条 条例第26条ただし書の規定により、利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 既納の利用料金の全額
- (2) 利用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき 指定管理者が市長と協議して定める額
- (3) 利用開始の日前10日までに利用の取り消しについて申請があり、指定管理者の承認を受けたとき 全額
- (4) 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の承認を受けたとき 変更部分に相当する額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、かしま交流センター利用料金返還申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設、設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反すると認められるときは、利用を禁止し、又はその行為を停めるよう指示し、これに従わないときは退場を命ずることができる。

（損傷等の届出）

第10条 利用者は、施設若しくは設備等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（公募に明示する事項）

第11条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) センターの概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定の基準
- (9) その他市長が必要と認める事項
（指定申請書の提出等）

第 12 条 条例第 16 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
（選定結果の通知）

第 13 条 市長は、条例第 17 条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

（協定書に定める事項）

第 14 条 条例第 19 条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) センターの管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（市長による管理）

第 15 条 第 2 条、第 3 条、第 5 条から第 10 条まで、様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 5 号及び様式第 6 号の規定は、指定管理者に代わって、市長がセンターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 2 条第 1 項中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「かしま交流センター利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免）申請書（様式第 1 号。以下「利

用許可等申請書」という。)とあるのは「かしま交流センター使用許可(変更承認・取消承認・使用料減免)申請書(様式第1号。以下「使用許可等申請書」という。)」と、「指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用許可等申請書」とあるのは「使用許可等申請書」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用許可等申請書」とあるのは「使用許可等申請書」と、「利用を許可」とあるのは「使用を許可」と、「かしま交流センター利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免決定)書」とあるのは「かしま交流センター使用許可(変更承認・取消承認・使用料金減免決定)書」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、「かしま交流センター利用(取消・制限・停止)決定書」とあるのは「かしま交流センター使用(取消・制限・停止)決定書」と、第7条第2項中「利用許可等申請書」とあるのは「使用許可等申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、「利用」とあるのは「使用」と、同項第2号中「指定管理者が市長と協議して定める額」とあるのは「市長が定める額」と、同項第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「かしま交流センター利用料金返還申請書」とあるのは「かしま交流センター使用料返還申請書」と、第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号中「かしま交流センター利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免)申請書」とあるのは「かしま交流センター使用許可(変更承認・取消承認・使用料減免)申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第2号中「かしま交流センター利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免決定)書」とあるのは「かしま交流センター使用許可(変更承認・取消承認・使用料金減免決定)書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第5号中「かしま交流センター利用(取消・制限・停止)決定書」とあるのは「かしま交流センター使用(取消・制限・停止)決定書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第6号中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替える。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行前に行われる準備行為は、この規則の規定により行うことができる。

(南相馬市まごころセンター管理規則の廃止)

- 3 南相馬市まごころセンター管理規則(平成18年南相馬市規則第54号)は廃止する。
(南相馬市職員の初任給・昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

- 4 南相馬市職員の初任給・昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成 18 年南相馬市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（南相馬市事務組織規則の一部改正）

- 5 南相馬市事務組織規則（平成 24 年南相馬市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 76 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の南相馬市かしま交流センター条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

センター長		係員	
-------	--	----	--

年 月 日

か し ま 交 流 セ ン タ ー 利 用 許 可
(変更承認・取消承認・利用料金減免)申請書

指定管理者

申請者住所
氏 名
所属団体名
代表者氏名
連 絡 先 電話番号 —

次のとおり、(利用・変更・取消)したいので申請いたします。

太線の中のみご記入願います。

利 用 目 的								
利用施設を○で囲んでください。	大ホール・中会議室1・中会議室2・小会議室・和室・相談室							
利 用 者 人 数	大人	人	子供	人	計 人			
利 用 月 日 及 び 時 間	月	日	午前・午後	時	分～午前・午後	時	分	
	月	日	午前・午後	時	分～午前・午後	時	分	
	月	日	午前・午後	時	分～午前・午後	時	分	
科用料金		円	減免後の 利用料金		円	納入 月日	・	・

上記施設の使用について、次の理由により利用料金の減免を申請いたします。

利用料金減免の理由 該当するものを○で 囲んでください。	センター施行規則第7条各号によるもの ・公共団体が公共的事業に利用するとき。 ・市内の児童生徒が教育活動として利用するとき。 ・市が後援する事業に利用するとき。 ・市長が特に必要と認めるとき。			
利 用 料 金	減 免 の 根 拠	減免率	減免金額	減免後の利用料金
円		100	円	円

備考 利用許可の変更・取消承認申請を行う場合は、利用許可書を添付のこと。

第 号
年 月 日

かしま交流センター利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免決定)書

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあったセンターの利用(利用変更・利用取消)については、次のとおり許可(承認)します。

許可条件

利 用 目 的						
利 用 施 設	大ホール・中会議室1・中会議室2・小会議室・和室・相談室					
利 用 者 人 数	大人	人	子 供	人	計	人
利 用 月 日 及 び 時 間	月	日	午前・午後	時	分～午前・午後	時 分
	月	日	午前・午後	時	分～午前・午後	時 分
	月	日	午前・午後	時	分～午前・午後	時 分
科用料金			減免後の 利用料金		納入 月 日	・ ・
	円			円		

- 1 利用の際は、この許可書を提示すること。
- 2 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- 3 収容人員を超えて入場させないこと。
- 4 許可を得ないで火気を使用しないこと。
- 5 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- 6 所定の場所以外での飲食及び喫煙はしないこと。
- 7 利用許可を受けていない施設を使用しないこと。
- 8 許可を得ないで、かしま交流センターの建物及び施設内で物品販売や寄附の勧誘を行わないこと。
- 9 事前に非常口及び避難経路を確認し非常の際、入場者を安全に避難誘導すること。
- 10 入場者の安全確保に十分配慮すること。
- 11 非常口、消火設備の周辺に物を置かないこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

指定管理者 印

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

かしま交流センター物品販売等許可申請書

南相馬市長

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、センターにおいて物品販売等の行為をしたいので申請します。

事業(催物)名称					
利用施設名					
目的 外 利用 の 行 為	利用日時	自： 年 月 日 (曜日)	時 分 から		
		至： 年 月 日 (曜日)	時 分 まで		
	行為場所				
	行為目的				
	行為責任者	住所			
		氏名			
行為内容					
備考					

備考 センター利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書を添付してください。

様式第4号（第4条関係）

第 年 月 日 号

かしま交流センター物品販売等許可書

住所
氏名

南相馬市長



年 月 日付けで申請のあったセンターにおける物品販売等については、次のとおり許可します。

事業(催物)名称		
利用施設名		
目的 外 利用 の 行 為	利用日時	自： 年 月 日（曜日） 時 分 から 至： 年 月 日（曜日） 時 分 まで
	行為場所	
	行為目的	
	行為責任者	住所
		氏名
	行為内容	
備考		

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

かしま交流センター利用(取消・制限・停止)決定書

住所
氏名

指定管理者 

次のとおり、センターの利用(取消・制限・停止)を決定します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利 用 目 的			
利 用 施 設			
許可を受けた内容	自: 年 月 日(曜日)	時 分 から	
	至: 年 月 日(曜日)	時 分 まで	
	自: 年 月 日(曜日)	時 分 から	
	至: 年 月 日(曜日)	時 分 まで	
	自: 年 月 日(曜日)	時 分 から	
	至: 年 月 日(曜日)	時 分 まで	
取消・制限・停止の理由			
利用料金	円		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

かしま交流センター利用料金返還申請書

指定管理者

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、センター利用料金の返還を申請します。

申 請 年 月 日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利 用 目 的			
利 用 施 設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日（曜日）	時 分 から	
	至： 年 月 日（曜日）	時 分 まで	
	自： 年 月 日（曜日）	時 分 から	
	至： 年 月 日（曜日）	時 分 まで	
変 更（取 消） の内容	変更前		
	変更後		
変更(取消)の理由			
利用料金		円	
既納利用料金		円	
変更後利用料金		円	
返還額計		円	
備 考			

- 1 利用許可書を添付してください。
- 2 太枠の中のみご記入願います。

様式第7号（第12条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地

団体名

代表者氏名

南相馬市かしま交流センター条例第16条第1項の規定に基づき、かしま交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 管理に関する業務の事業計画書及び収支予算書
- 2 定款、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 4 団体の経営状況等を説明する書類
- 5 その他市長が必要と認める書類